

半田商工会議所女性起業家支援助成金 はんだなごみサポート事業実施要綱

(概要)

- 第1条 半田商工会議所女性起業家支援助成金「はんだなごみサポート」は榊原和子さんの発案により、女性起業家支援基金『なごみ（和）基金』を活用し、地域における女性の一層の社会参画を通じ、女性の社会進出を促進し、より一層の男女共同参画社会の形成を目指して設立する。

(制度名)

- 第2条 制度名は、半田商工会議所女性起業家支援助成金「はんだなごみサポート（以下「なごみサポート」）」とする。

(定義)

- 第3条 この要綱に記載された次の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 起業
なごみサポート公募開始後、1年以内に開業するもの
- (2) 創業
なごみサポート公募開始前、1年以内に開業したもの

(支援対象者)

- 第4条 女性起業家・創業家として今後の活躍が期待される次の個人を公募し、公正・中立な審査委員会の審議を経て適切な対象者を選定し、活動助成金を支給する。
- (1) 半田市内に事業所を設置し、起業する（創業した）もの
 - (2) 半田市内に在住し、知多半島地域内で事業所を設置し、起業する（創業した）もの
- 2 なごみサポート公募開始後1年以内に起業、もしくは公募開始前1年以内に創業し、事業計画を実施、もしくは着手するとともに、その事業が継続して実施されるものとする。
- 3 なお、次のものについては対象者から除く。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるもの
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受けるもの
 - (3) 半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するもの
 - (4) その他当所が不適当と認めるもの

(助成内容)

- 第5条 本事業の対象となる経費は、起業に要する（創業に要した）費用が50万円以上（税込み）のものとし、希望する助成金額の最高限度額は100万円とする。審査による審議で、減額、資金使途等の条件を付して交付する場合がある。

(募集期間)

- 第6条 令和7年11月4日から令和8年1月30日まで

(応募方法)

第7条 応募は、はんだなごみサポート申請書(様式第1)に以下の必要書類を添え、当所会頭に提出する。

- ・ 事業計画書・資金計画書・収支予算書(別紙1・別紙2)
- ・ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意
- ・ 資金計画にかかる見積書の写し(支払い済みの場合は領収書等金額が分かるもの)
- ・ 事業所の位置図
- ・ 代表者の住民票の写し(法人の場合は代表者、個人事業主の場合は本人、直近3か月以内のもの)
- ・ その他事務局が求める書類

(審査)

第8条 審査は、はんだなごみサポート審査委員会で審査する。

2 審査は、次の予備審査から審査委員会までとし、審査基準については別に定める。

(1) 予備審査 当所職員等によるヒアリング・書類審査

(2) 審査委員会 審査委員会による書類・プレゼンテーション審査

3 審査にあたって、委員が利害関係にある場合は、該当委員を除いた委員による審査を行う。

(審査委員会)

第9条 審査委員会は、委員若干名をもって組織し、設置要綱を別に定める。

(審査結果通知並びに助成決定通知)

第10条 審査の結果は、後日、はんだなごみサポート事業決定通知書(様式第2)でその旨を通知する。受賞者は、前項の規定により助成金交付を受けようとするときは請求書(様式第3号)を当所会頭に提出する。

(事業報告)

第11条 助成を受けたものは、開業もしくは助成後から3年間、1年経過毎にはんだなごみサポート事業報告書(様式第4号)を当所会頭へ提出する。

(助成金の返還)

第12条 当所会頭は、次の各号に該当すると判断したときは、助成金の全額、または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規程に違反したとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は正副会頭会議の議を経て会頭が別に定める。

附則

- 1. この要綱は、令和6年10月1日から実施する。
- 2. この要綱は、第5条(助成内容)、第6条(募集期間)、第7条(必要書類)を一部改正し、令和7年10月1日から実施する。